

[概要] 所得税の控除

所得税の控除には ①**住宅ローン減税** と②**リフォーム促進税制**の2制度があります。

制度の種類	制度の概要					リフォームの種類						
	ローン利用の有無	借入限度額	控除率	控除期間	最大控除額	耐震	バリアフリー	省エネ	同居対応	長期優良住宅化	子育て対応	その他増改築
① 住宅ローン減税	ローン利用 *償還期間10年以上	2,000万円	0.7%	10年間	140万円	○	○	○	△※1	△※2	△※1	○
② リフォーム促進税制	・現金 ・ローン利用 *どちらも可能	—	10% (+5%※3)	1年間	130万円	○	○	○	○	○	○	※4

※1 第1号～第3号工事に該当する場合のみ ※2 第1号～第4号、第6号工事に該当する場合のみ ※3 「[概要] ②リフォーム促進税制」ページの「控除額計算方法」のBが対象です。

※4 **性能向上工事**(耐震、バリアフリー、省エネ、同居対応、長期優良住宅化、子育て対応リフォーム)と併せて行う場合、対象になります(住宅ローン減税の対象と同じ工事)

◆ 適用期限

- ① 住宅ローン減税：令和7年12月31日
- ② リフォーム促進税制：令和7年12月31日
※子育て対応は、令和6年4月1日～12月31日

◆ 減税制度の併用について

- 所得税の減税制度には、①**住宅ローン減税**と②**リフォーム促進税制**の2制度がありますが、両制度の要件を満たす場合は、いずれかを選択します。
※ **耐震リフォーム**だけは、住宅ローン減税とリフォーム促進税制の両方を申告することができます。